

平成 28 年 7 月 1 日

構造計算適合性判定を申請予定の皆様へ

**「大臣認定プログラムを使用する手数料区分の
構造計算適合性判定申請」の引受休止について**

日ごろから、秋田県建築住宅センターの構造計算適合性判定（以下、「適判」といいます。）をご利用いただき、お礼申し上げます。

さて、弊機関では、適判の申請について、「大臣認定プログラムを使用する申請」と、「それ以外の申請」に区分して手数料額を定め引き受けることとしておりますが、業務開始の**平成 19 年以来、大臣認定プログラムを使用する申請事例は無い状態が続いております。**

また、建築基準法の改正により、適判申請が、建築主から直接、適判機関に申請される方法に改められていることも踏まえますと、現状では所定の期限内（14 日以内）に判定できる環境を整えて引き受けることは困難との結論に至り、秋田県とも協議のうえ、**当分の間、「大臣認定プログラムを使用する手数料区分での適判申請」の引受を見合わせることにいたしました。**

諸般の事情にかんがみまして、なにとぞ、ご理解賜りますよう、お願いいたします。

なお、書面（計算書及び図面）による申請は、大臣認定の有無に関わらず、**従来どおり、お引き受けいたしますので、どうぞ、弊機関をご利用ください。**

弊機関のほか、秋田県知事が委任する適判機関は、秋田県公式 web サイト「美の国あきたネット」からご確認いただけます。

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1432683165264/index.html>

（一財）秋田県建築住宅センター 審査課
電 話： 018 - 836 - 7851
メー ル： kouzou@akjc.or.jp